

## 令和5年度 地域情報化アドバイザー制度活用報告書

地域情報化アドバイザー制度の活用実績について、下記のとおり報告します。

記

### 1. 申請団体情報

#### 1-1. 申請団体

団体名	亀岡市役所	代表者名	桂川 孝裕		
担当者部署	政策企画部	連絡先電話番号	0771-55-9454		
担当者役職	主事	担当者氏名	池田 ひなの	連絡先E-mail	*****
住所	621-8501 京都府亀岡市安町野々神8				

#### 1-2. 推薦団体（「区分」が「協議会」または「NPO・商工会・大学等」の場合のみ入力）

### 2. 派遣アドバイザーに対する評価と要望

支援を受けたアドバイザーに対する評価をお願いします。

アドバイザー	原 秀樹
評価	大変よい
上記評価の理由（どのようなところがよかったか等詳細に）	姫路市におけるAIチャットボット導入当初の検証作業等のお話をもとに、今後のAIチャットボット回答精度改善に向けた継続的な運用方法について、適格なアドバイスをいただいた。
アドバイザーへの要望事項	

### 3. 地域情報化アドバイザー派遣実績

3-1. 対応日・時間	派遣日予定日（応募依頼より）	支援内容（応募依頼より）	期日・支援内容の変更あり	WEBでの手続き日	受付番号
	令和6年1月10日	支援・助言	有	令和5年12月27日	1128
	実施した派遣日	実施した支援内容	開始時刻	終了時刻	内休憩時間（分）
	令和6年1月25日	支援・助言	10時00分	11時00分	0
				活動時間（分）	60

### 4. 報告書に関しての地域情報化アドバイザーホームページ「派遣事例」への掲載許可

掲載許可	<input type="radio"/> 掲載可	<a href="https://www.r-ict-advisor.jp/cases-case-good-practices/past_year_all_houkoku/">https://www.r-ict-advisor.jp/cases-case-good-practices/past_year_all_houkoku/</a>
------	---------------------------	---

### 5. 依頼内容及び支援を受けたことによる成果・効果

5-1. 支援を受けた対象者	属性（職員、一般、企業等）について【自由記述】	人数
	情報政策課 職員	3人
5-2. 支援を受けるにあたって目指した成果と実勢に支援を受けたことで改善又は解決した成果・効果		
事業の課題・問題点（具体的にご記入下さい）	市民サービスの向上を目的として、市公式ホームページ上でAIチャットボットを公開しているが、回答の精度が低いことが問題視されていたため、分析を行った。その結果、イベント情報、政治・選挙、道路・交通等のその都度回答情報の更新が必要となるような項目の回答を苦手としていることがわかっているが、回答のログデータの収集と精査、更新に係る作業手順及び人員コストが課題となっている。	
支援により目指す成果（具体的にご記入下さい）	AIチャットボットのQ&Aデータベースの効率的な改善体制を確立し、回答の精度を上げる。	
アドバイザーに支援を受けた内容（具体的にご記入下さい）	AIチャットボットの回答精度改善に向けたQ&Aデータの更新作業および検証について、今後は原課がいつでも現状のログを精査し、自主的に改善を施していけるような自由度が高く小回りがきく体制を構築していくべきであると助言いただいた。	
支援を受け改善又は解決された内容（具体的にご記入下さい）	正しく回答精度改善に繋がったかどうかを見極める検証作業の方法や持続的な運用を行っていくためのノウハウを得た。	

具体的な成果物	最も当てはまるものをリストより選択下さい。	⑥途中段階であり、具体的な成果物はできていない
改善又は解決されなかった内容 持ち越しとなった内容 (具体的にご記入ください)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度以降の回答精度改善に向けた作業方法の確立</li> <li>・メンテナンス作業後の検証作業方法の確立</li> </ul>	
アンケートの内容と分析結果	講演・セミナー又は個別の事業支援の実施にあたりアンケートを行った場合は、その内容と分析結果についてご記入下さい。(EXCELやPDFでの分析結果を添付されても結構です。)アンケートを行わなかった場合はその理由をご記入下さい。 今回は事務局へのアドバイス・助言支援であり、アンケート等は実施していない。	
5-3. 今後の計画	最も当てはまるものリストより選択下さい	④予算以外で、今後取組む事項がある
事業の最終的な目指す姿	AIチャットボットのQA改善による市民サービスの向上及び職員の業務負担軽減	

なお、〈その他〉を選択した場合、具体的な記入が必要となりますのでご注意ください

## 6. 地域情報化アドバイザー支援の様子

今回の派遣における地域情報化アドバイザーの支援の様子がわかる「写真(JPEG)」を次ページに数枚程度貼り付けて下さい。

	I. QA追加作業(該当課のみ)	II. 検証作業(全庁展開)	III. 既存QA更新(全庁展開)
5月		DX推進員選出	
6月		Edia研修会	
7月	①QA追加(R5.10月～R6.7月分)		①全体既存QA更新
9月下旬	作業完了(R5.10月～R6.7月 10か月分のログ)		
10月	②QA追加依頼(8月～9月分)	①(R5.10月～R6.7月)検証作業	
12月	③QA追加依頼(10月～11月分)	②(8月～9月分)検証作業	②全体既存QA更新
2月	④QA追加依頼(12月～1月分)	③(10月～11月分)検証作業	
3月	⑤QA追加依頼(2月分)	④(12月～1月分)検証作業	

ポータルサイトや掲示板で毎月ログ解析レポートを開示する。

今年度3月に実施予定の検証作業  
 対象課：今回メンテナンス作業で回答修正があった課  
 掲示板でログ解析レポート公開(3月分)と併せて文書で依頼

①	課	市民生活部	税務課	課税証明 オンライン 税 証明 オンライン	課税証明のオンライン申請について	課税証明のオンライン申請について	既存が難しい人やマイナンバーカード・スマートフォンを所持の人は、郵送やオンラインでの交付申請が可能です。詳しくは、「税に関する証明・開示」をご覧ください。 <a href="https://www.city.kanagawa.jp/office/na/na/00/01/01.html">https://www.city.kanagawa.jp/office/na/na/00/01/01.html</a>
②	課	市民生活部	税務課	今年度から適用される税制改正について	今年度から適用される税制改正について	今年度から適用される税制改正について	課税証明とは、今年度から国内に住居を有する個人に対して、一人当たり1,000円(国税)が課税されます。その他の改正が、国によって課税課税手続として都道府県・市区町村へ課税される仕組みです。 詳しくは、「今年度から適用される税制改正について」をご覧ください。 <a href="https://www.city.kanagawa.jp/office/na/na/00/06/02.html">https://www.city.kanagawa.jp/office/na/na/00/06/02.html</a>

新規QAについては赤枠部分の2行目以降は実際の市民からの質問を入れているので、これらを参考にして入力してもらおう。

- ①質問例 「課税証明書 オンライン」
- ②質問例 「税制改正について」「森林環境税」